

## なんば広場（仮称）の名称決定について

### 1. 法的な位置づけ＝道路の通称

行政が定める正式名称は「市道南北線」⇒通称としてなんば広場（仮称）の名称を命名する。

<他事例> パークス通、浪速区100周年通

### 2. 通称の決定フロー（抜粋）

（名称の基準）

第2条 標識設置の対象とする道路の通称名は、次の基準に該当するものでなければならない。

- (1) 親しみがあり呼称しやすいこと。
- (2) 地域性、歴史性を反映したものであること。
- (3) 営利を目的とした特定の個人名や企業名が含まれないこと、また、「商店街」等、商業活動上の名称は使用しないこと。なお、地域の象徴的な施設や文物など、地域住民の日常生活に重要な役割を果たしている等の場合はこの限りではない。
- (4) 既に標識設置の対象となっている他の道路の愛称名と類似の名称でないこと。
- (5) 地域住民の合意が形成されていること。

（標識設置の要望）

第3条 区長は第1条の要件に適合する区内の道路について、前条の基準に該当する通称名の標識設置を希望する場合は、所定の様式により建設局長に要望書を提出するものとする。

2 複数の区にまたがる場合は、前項の要望書の提出は当該道路が通過する全ての区の区長が連名で行うものとする。

（標識の設置）

第4条 建設局長は区長から前条の要望書の提出があったときは、各年度の予算の範囲内で道路標識を設置することができる。

**◆申請フロー：なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会 → 中央区長 → 建設局長**

### 3. 標識設置について

通称が認定された道路は、通称名の標識を設置する。

⇒広場内のどこかに「なんば広場」の標識設置

※正式名称が決まった後、場所・時期は要協議。



以上